

[別紙1]

## 随意契約理由書

神戸市

件名	東クリーンセンター計量器設備 点検整備
契約の相手方	株式会社 アセック
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	<p>当該設備はごみ受入れに際し重要な設備であり、受入れ業務に支障が出ないように施工する必要がある。システム設計、設備の製作については上記業者によるものであり、設備の総合的な点検調整および不具合時の対応について実施出来るのは上記業者だけである。</p> <p>よって今回の点検整備業務について上記業者を選定するものである。</p>
担当部署 (問合せ先)	環境局東クリーンセンター (電話番号452-4100)